

平成 29 年度

第 1 回太子町まちづくり審議会議事録

日 時：平成 29 年 7 月 28 日(金) 午後 1 時 20 分から午後 2 時 33 分まで

場 所：太子町役場議会棟 2 階 常任委員会室

太子町総務部企画政策課

平成 29 年度第 1 回太子町まちづくり審議会 議事録

1. 審議会の開催日時及び場所

日 時 平成 29 年 7 月 28 日(金)

場 所 太子町役場議会棟 2 階 常任委員会室

開 会 午後 1 時 20 分

閉 会 午後 2 時 33 分

2. 諮問事項

太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について

3. 報告事項

自治基本条例の制定について

4. 委員の出席者

出席委員：井口 宏幸、鳥井 文博、熊谷 直行、
三浦 淳子（教育委員会）、玉田 光（農業委員会）
久保田 文章（自治会）、地丸 勇（商工会）
瀧北 りえ（男女共同参画プラン策定委員会）、
小田 久美子（公募）、岡本 武志（公募）

5. 町出席者

町長 服部 千秋

事務局及び説明員

総務部長 栄藤 雅雄

企画政策課長 森田 好紀

副課長 池田 誠

主査 八木 智晴

6. 審議会経過及び結果

別記にて記載する。

1. 開 会

2. 町長あいさつ

服部町長 皆さんこんにちは。毎日暑い日が続いておりますけれども、委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、平成 29 年度まちづくり審議会にご出席いただきまして本当にありがとうございます。午前中の敬老会の準備の会議に出られていた方もおられ、引き続きありがとうございます。

さて、先日発生しました九州北部の豪雨では、死者・行方不明者合わせて 40 名を超える甚大な被害が発生いたしました。お亡くなりになられた方のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々に対しまして心よりお見舞い申し上げます。災害はいつ発生するか分かりません。改めて災害に対する備えをしっかりとするよう、庁内においても指示したところがあります。その一方、実際に災害が起こってしまったとき、私たち行政の力だけでは、災害に立ち向かうのは困難であるのも現実であります。災害発生直後は自分の身は自分で守る、そして地域の皆様で助け合っていただく自助共助の体制をいかに取れるかが、被害を少しでも軽くするために必要でございます。太子町におきましても、防災訓練や自主防災組織への支援などを通じまして、地域の防災力強化に取り組んでいるところではございますが、どうか委員の皆様におかれましても、それぞれのお立場で災害に強いまちづくりにご支援いただきますようよろしくお願い申し上げます。

さて、本日の審議事項は、太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定についてでございます。また、制定に向けて準備を進めております、太子町自治基本条例の制定につきまして、ご報告させていただくこととしております。審議等に関する詳細な内容につきましては後ほど事務局より説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、誠に簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

3. 審議会委員・事務局職員の紹介

森田課長 次に、まちづくり審議会委員の山本武志様より、平成 28 年 8 月 1 日付をもって退任したい旨の申し出がございましたので、委員の皆様の任期である平成 30 年 3 月末まで、1 名欠員となりますことを報告いたします。

また、同じく委員であります藤室義春様におかれましては、平成 29 年 3 月末日をもちまして、太子町商工会を退職されましたので、後任といたしまして、平成 29 年 4 月 1 日より地丸勇様にご就任いただいております。地丸様、よろしくお願いたします。

続きまして、事務局職員をご紹介させていただきます。改めまして、町長の服部千秋でございます。総務部長の栄藤雅雄でございます。企画政策課副課長の池田誠でございます。企画政策課事務担当の八木智晴でございます。私、企画政策課長の森田好紀でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、鳥井会長からご挨拶をいただきたいと思います。

4. 会長あいさつ

鳥井会長 会長を務めさせていただいています、鳥井文博でございます。本日の会議の議長を務めさせていただきます。
本日の会議内容は、「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」の諮問を受け、審議及び答申を行います。あと1件、自治基本条例の制定についてでございます。
ただ今の出席委員は10名です。定足数に達していますことを申し添えます。

5. 議事録署名委員の指名

鳥井会長 最初に会議録署名委員の指名をいたします。
まちづくり審議会規則の第4条第2項の規定に基づきまして、私の方から指名いたします。
議事録署名委員には、井口宏幸（いぐち ひろゆき）委員と三浦淳子（みうら じゅんこ）委員の両氏を指名いたします。
お2人の委員の方には、後日、事務局がまとめました議事録に署名をお願いいたします。

6. 諮問

鳥井会長 それでは、諮問事項について、事務局よりお願いいたします。

森田課長 諮問第1号、太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について諮問させていただきます。
町長が諮問書を読み上げますので、会長はご起立ください。

服部町長 太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について（諮問）
太子町表彰条例（平成元年条例第18号）第2条及び同条例施行規則（平成元年規則第13号）第2条の規定に該当する下記の者について、太子町表彰を行いたく諮問します。
【被表彰者名】
文化功労賞 花谷 勝一

鳥井会長 審議に入りますので、町長には一旦ご退席していただきます。

7. 審議

鳥井会長 ただ今、諮問第1号、太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定についての諮問がありました。花谷勝一氏の太子町表彰条例に基づく被表彰者について審議を行います。詳細についての説明を事務局に求めます。

- 八木主査 それでは、諮問第1号、太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について説明させていただきます。本年度の太子町表彰条例に基づく被表彰者は、1名の方です。
資料の1ページをお開きください。
立岡在住の 花谷勝一 さんです。功績内容は、太子町文化協会の会員、役員として、長きにわたり時代に沿った会の運営や地域文化の振興と発展に大きく貢献されました。
また、平成17年4月から平成23年3月まで太子町文化協会副会長を、平成23年4月から平成28年3月まで太子町文化協会会長を歴任されました。この度の表彰は、「文化功労賞」に該当いたします。
参考資料の9ページをお開きください。
太子町表彰条例施行規則第2条第5号イ「指導者として文化の振興に努め、その功績が顕著な者」の適用要件を十分に満たされています。
以上、功績等、概要説明をさせていただきました。
参考ですが、平成2年度に太子町表彰条例を制定してから、平成28年度末までで138名の受賞の方々がいらっしゃいます。内訳といたしまして、自治功労賞として22名、社会功労賞として42名、産業功労賞として17名、教育功労賞として9名、文化功労賞として11名、スポーツ功労賞として35名、たちばな賞として1団体、ひまわり賞として1名の方となっております。
以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。
- 鳥井会長 ただ今の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等がございましたら、承りたいと存じます。
- 久保田委員 ちょっと聞き漏らしたんですが、文化功労賞の基準年数を言われましたね。何年と言われましたか。何年以上というのは言われなかったですか。
- 八木主査 文化功労賞ですので、基準年数はありません。
- 熊谷委員 特に年数の制約はないようですが、経歴から見まして、文化協会の副会長と会長を長きにわたって貢献されておりますし、私も花谷さんのことはよく存じていますけれども、本当に素晴らしい方で、表彰について全く問題ないと思います。
- 鳥井会長 私も花谷さんとは友達であり、長い間文化協会でも一緒にやってきました。そういうことで、彼の事はよく知っているんですけど、現役では表彰がないので、終わってやっとそういう形になったんだろうなと思います。文化協会の関係は意外と表彰が少ないです。そういうことで、いいことだと私は思います。
特に他ございませんか。

(「ありません」の声あり)

鳥井会長 それでは、特にご意見がないようですので、お諮りしたいと思います。
諮問第1号、太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

鳥井会長 ご異議がないようですので、諮問第1号、太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について、原案どおり承認いたします。
ここで、事務局から諮問第1号関係で今後の日程の説明があります。よろしく願います。

森田課長 ただ今、諮問第1号の太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について、承認をいただきましたので、9月の太子町議会定例会に議案を提出し、議会の承認を得て表彰を行います。
ここで1点報告させていただきます。
太子町まちづくり審議会資料の4ページをご覧ください。平成24年度まちづくり審議会の答申の写しを資料として付けております。この資料について説明をさせていただきます。
平成24年7月に開催した審議会の答申を受けた中で、被表彰者の中の上から1番目、自治功労賞 北川嘉明氏につきましては、この答申を受けた後太子町長選挙に当選され、町長になられましたので、表彰を保留とし、議会には上程しておりませんでした。ご退任されましたので、9月定例会に案件として併せて提出させていただくことを報告させていただきます。
また表彰式につきましては、平成30年の新年交礼会席上にて執り行います。
委員の皆様のご協力によりまして、被表彰者の審議は滞りなく議了することができました。ありがとうございました。以上です。

鳥井会長 ここで答申案作成のため、しばらく休憩を取ります。

【休 憩】

鳥井会長 会議を再開いたします。
諮問第1号、太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について、先程の審議結果に基づき作成した答申案をお配りします。

【答申案配付中】

鳥井会長 それでは、事務局で答申案を朗読してください。

森田課長 それでは、本日ご審議いただきました内容に基づき作成しました答申案を
読み上げさせていただきます。
答申第1号、太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について
（平成29年7月28日）
平成29年7月28日付太企画第242号で諮問のあったみだしのことについて、
当審議会で審議した結果、下記のとおり答申します。
次の1名について適当と認めます。
【被表彰者名】
文化功労賞 花谷 勝一
以上です。

鳥井会長 答申案について、なにかご意見はございますか。

（「なし」の声あり）

鳥井会長 ないようですので、本案を答申書とし、町長に答申することに決定します。
事務局は準備をお願いします。

8. 答申

鳥井会長 それでは、諮問第1号、太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について、
答申いたします。
答申第1号 太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について
（平成29年7月28日）
平成29年7月28日付太企画第242号で諮問のあったみだしのことについて、
当審議会で審議した結果、下記のとおり答申します。
次の1名について適当と認めます。
【被表彰者名】
文化功労賞 花谷 勝一

鳥井会長 慎重なるご審議、答申をいただき、ありがとうございました。

9. 報告

鳥井会長 続きまして、報告事項にあります「自治基本条例の制定について」、事務局より
お願いいたします。

池田副課長 私のほうから太子町自治基本条例の制定につきましてご報告申し上げます。
使わせていただく資料なんですけれども、こちらの「太子町自治基本
条例の制定について」というタイトルが入ったA4のホッチキス綴じ
の資料でございます。お手元にご準備願います。
まず資料1ページ目をご覧くださいませでしょうか。1番上のところに
まとめ的に書かせていただいているのですが、我が国では、これは太子

町に限らず全国的なお話になるんですけども、少子高齢化が進行しておりますまして、その結果、人口が減少しております。

人口が減少する中、地域でいろいろな課題があるんですけども、その課題を解決するための地域コミュニティの維持が困難となりつつあります。

その一方、住民の方の価値観、あるいは生活様式が多様化しておりますまして、その結果、我々行政に対して求められます、住民のニーズというもの非常に複雑あるいは多様化、いろんな形になってきている、こういった条件がございます。こういった状況の中で、これから太子町としまして、行政、あるいは公的サービス、そういったものをこれから維持していくためにどのようにしていけばいいのかということにつきまして、これから検討していかなければいけないのですが、その一つの方法論としましてまとめようとしているものが、報告させていただきます自治基本条例というものでございます。

その自治基本条例を一言で申しますと、よく「参画と協働のまちづくり」という言葉がございます。後ほど説明させていただくのですが、行政だけではなく、住民の皆様あるいは議会の方々、そういった各皆様方と参画・協働、連帯しながらまちづくりを進めていく、それが参画と協働のまちづくりというものなのですが、参画と協働のまちづくりの方法、ルールというものを明文化して皆でわかるような形にしよう、共有するものにしようというものが、この自治基本条例というものでございます。先ほどもちょっと申し上げたんですが、現在の太子町を取り巻く社会情勢について少しご説明させていただきます。

まず、資料1のaですけども、少子高齢化社会の進行というところでございます。太子町の2年前の国勢調査人口になるんですけども、3万3,562人でした。太子町は全国的に少子高齢化といわれる中で、人口減少あるいは高齢化のスピードというのは他団体と比べて遅い、あんまり進んでいないというのが太子町の特徴でございました。

しかしながら、これからの人口推計をいたしますと、やはり人口は減っていくだろうと我々は見込んでおります。

太子町の中で1つ、人口に対する計画としまして、太子町人口ビジョンというものがございます。その中にはいろいろな取り組みをさせていただきまして、なるべく人口が減らないようにという形の施策をする計画を持っているのですが、そういった施策を講じたとしても、18年後には3万3,176人に人口が減少するであろうと、我々は見込んでおります。

一方、高齢化率、総人口に占める65歳以上の方の割合につきましても、平成27年の国勢調査では24.5%だったんですけど、これが2035年には27.1%と、高齢化も進行するであろうというふうに見込んでおります。人口が減少し、あるいは高齢化が進むと、どういったことになるのかということなんですけれども、1つには、今まで地域課題を解決してこられた中に、自治会などの地域コミュニティの力というものが非常に大きかろうと思います。

ただ、そういった地域コミュニティというものが、高齢化が進行していく中、あるいは担い手が減っていく中で、その維持が難しくなっていくのではないかというふうに考えております。

もう1つ、経済成長が見込めない、人口も減少していく、そういった中、例えば昭和40年代50年代のような成長社会、税収等が増える、そういった面も含めまして右肩上がりの経済成長が見込めない状態にこれからなってくるだろうというふうに考えております。

次に、bなんですけれども、そういった少子高齢化という状況の一方で、もう1つ、我々行政が担うべき役割はどうかという観点から考えますと、取り組むべき公共サービスというものは増加していくであろうというふうに考えてございます。

まず1点目なんですけれども、先ほどちょっと申し上げたんですが、個人の価値感や生活スタイルが多様化していく中で、住民の方が求められるニーズといったものも変わっていくだろうと。例えば、以前でしたらご夫婦がおられて、男性が仕事に行かれて、女性が家にいらっしゃるという形が、昭和の中期ぐらいはそういった形が一般的だったものが、今は皆さん共働きをされて、その中に子育て支援というものが出てきます。あるいは、以前でしたら3世代でお住まいになられた世帯というものが、現在は核家族化が進行していく。そういった中で、単身高齢者の方が増えている。そういった方に対する見守りをどうするのか、そういった以前と違った生活スタイルが変わっていく中での住民ニーズというものがどんどん多様化していくといったことがございます。

もう1つ、地方分権の推進というものがございます。国、都道府県、市町村という3つの重層的な形で、行政というものは行われているんですけれども、国あるいは都道府県が担っている仕事というものが市町村におりてくる、単に仕事がおりてくるというわけだけではなくて、国とか都道府県が担っていた、決定するといった権限というものも市町村にどんどん移譲されていく。そうなりますと、市町村としましては、仕事もしていく、あるいはみずからの判断で地域の方が解決していく、そういった部分での公共サービス業務の増加というものが出てまいります。

最後に、cですが、公共サービスを担う新たな主体というのが登場しているのではないかなというふうに考えています。先ほど住民・議会・行政という形を申し上げたんですけれども、その住民の方々の中にこういったものがあるのか。個人ごとの住民の方もそうですし、自治会あるいは老人会のような地縁的な団体もそうですし、あるいはそれ以外に、現在でしたらボランティア、何らかの目的を持って取り込まれるボランティア団体ですとかNPO法人ですとか、あるいは太子高校生などが今いろいろな事業をされているんですけれども、学生さんですとか、そういったいろんな多様な主体が、そういった公共サービスを担われていると。そういった現状も出ている。それをこちらの資料では新たな主体の登場というふうに整理をさせていただいています。

こういった社会情勢がある中で、我々太子町としましては今後どのような形で公共サービスを提供していけばいいのかということで、1ページ

の下の方に少しまとめさせていただきました。

まず1点目なんですけれども、住民ニーズを的確に把握するという事を挙げさせていただきました。行政に対する住民の方のニーズが多様化していく中、その一方、限られた資源、財源もそうですし、人的な資源もそうですし、そういった資源が限られている中、本当に必要なサービスに限られた資源を効果的に投入していくためには住民の方が求めているニーズというものをきっちりと把握しなければいけない。それについては、住民の皆様の声聞く、これはもちろんですけども、それに加えて、そういった公共サービスを企画する段階から住民の方にも参画していただく、そういったことが必要ではないかというふうに考えております。

次に、2点目なんですけれども、公共サービスの担い手である住民・議会・行政が別々の方向を向くのではなく、意識を共有する、それは地域の課題であったり、あるいはまちづくりを進めていくための方法論、そういったものを共有してお互いに地域課題に向き合って実際に行動していくことが必要ではないかというふうに整理をしております。

最後に、新しい公共の担い手をまちづくりに取り込むということで、先ほど申し上げましたNPO法人さんですとか、ボランティア団体さんですとか、そういった新しい公共の担い手の方々にもまちづくりに参加していただきたいという形で整理をさせていただきました。

次、資料をめくっていただきましたら、A3版の形で、広げてご覧いただきたいんですけども。先ほど申し上げました参画と協働のまちづくりというものを図にさせていただいたものが、こちらの2ページ目の資料でございます。こちらの資料の左側、ちょっと色がかかった四角囲みで、2つ文章を書かせていただいております。

1番左上、太子町を取り巻く社会情勢、その下の、ではどのようにまちづくりを進めていけばよいのかということにつきましては、先ほど1ページのところでお話をさせていただいたことを表的にまとめさせていただいたものでございます。

その右に、参画と協働という枠囲みをしまして、それぞれ、住民・議会・行政という形で、まちづくりを担う主体をこの3つに整理をしまして、住民の皆さん、議会の方々、あとは我々行政がどのように関係を持ちながら、連携をしながらまちづくりを進めていくべきかということを図式的に表したものでございます。

こちらの表の1番下のところに参画とは・協働とは・情報共有とはという言葉の解説をしておるんですが、まずそちらのほうを説明させていただいて、上の説明をさせていただきたいと思っております。

下の1番左側、「参画とは」なんですけれども、こちらにつきましては、住民の皆様が町の政策や事業に関する計画、実施や評価などのそれぞれの過程に主体的に参加し、まちづくりを推進すること、つまり、住民の方々も町のいろんな事業であったり政策であったり、その計画段階から参加をしていただく、あるいはその事業に対する評価にも参加をしていただく、そういったプランニング的な部分に住民の方々も入っていた

だく、それを「参画」というふうに整理をさせていただいております。その右側、「協働とは」なんですけれども、これにつきましては、先ほどの「参画とは」という中ででき上がりましたプラン・計画・政策・事業につきまして、住民の皆様方、議会の方々、我々行政が信頼関係のもと、それぞれの役割や特性に応じて、目指すまちづくりに向かってともに汗を流すというふうに書いているんですけれども、具体的には一緒にまちづくりを進めていただきたい、担っていただきたい、そういったものを「協働」として整理をさせていただいております。

その右側、「情報共有とは」なんですけれども、まちづくりを進めるに当たって、情報というものを、住民・議会・行政それぞれが共有することが必要だと考えています。よく情報となりますと、我々町が持っている行政の情報を皆様方にお知らせする、そういったものも確かに情報共有でございますし、逆の視点から考えますと、地域の皆様方が地域課題というものを1番ご存じかと思えます。そういった地域の方がお持ちの情報を我々行政が教えていただくといえますか、情報共有させていただく、そういった双方向の情報のやり取りによりまして、今すべきニーズでありますとか、問題点ですとか、地域課題ですとか、そういったものが三者で協議できるのではないかというふうに書かせていただいております。

こういった参画・協働・情報共有、こういった定義のもとで、先ほどの2ページの真ん中辺りの図を見ていただきますと、まず住民の方々につきましては、これはもう言わずもがなかもしれないんですけれども、まちづくりの主体であり主役の方々でございます。今までも、自治基本条例ができる前は住民の方はまちづくりに参加してなかったかというのと、全くそうではございません。今も太子町のまちづくりにおいて住民の方々には参画・協働はさせていただいております。その参画・協働していただいている活動、主体としての活動というものを自治基本条例で整理をさせていただきたい、あるいは、コミュニティ活動への積極的な参加をしていただく立場である、そういった主体的な役割を担っていただきたいということでございます。左下の議会につきましては、選挙で選ばれた皆様、住民の皆様の代表なわけですから、住民の方の意思を町政に反映させるというのが議会の役割でございます。右下の行政につきましては、住民の皆様の意思を反映した町政を行う、法令に基づく行政執行と、住民ニーズに合ったまちづくり、この、住民・議会・行政がそれぞれの立場や役割でまちづくりを進めていくんですけれども、その中で、例えば住民と行政の間で申しますと、住民の方々から行政に対しまして矢印を出しているんですが、政策の企画立案等で参加をしていただいたり、まちづくり事業へ参加していただいたり、あるいは町政への提案をしていただいたり。我々行政から住民の方々に対してはもちろん住民サービスを提供させていただく、あるいは、住民ニーズを把握する。議会と行政にしましても、議会側から政策の提言をいただいたり、行政に関する監視をしていただく。行政の方からは、議案を提出したり、議会に対して、住民の代表の方々に対して、説明責任を果たさせていただく。

住民の方々と議会の関係は、住民の方々から議会に対しては、選挙という形で住民の方の代表を選んでいただき、住民の意思を代弁する議会構成を選んでいただく。議会の方からは、選ばれた存在として、説明責任等を果たしていく。そういった三者の関係があらうかと思えます。住民・議会・行政間で、相互理解と情報共有をしていただきながら、まちづくりをしていただきたいというものであります。

先程も申し上げたのですけれども、この、議会・行政・住民というまちづくり自体は、既に取り組まれているものだと我々も考えております。しかしながら、今我々、あるいは住民の方々が担っているまちづくりの方法、太子町独自の参画と協働のあり方というものを、文章になっていない、それぞれ個々に動いているものを、条例という形で文章として明文化する、ルール化していこうというものが、自治基本条例というものであらうというふうに我々は考えています。

自治基本条例、参画と協働のまちづくりについて説明させていただいたんですけれども、非常にあいまいな部分もあらうかと思えますので、資料の3ページ目になるんですけれども、少し具体例を挙げてお話させていただきたいと思えます。

秋田県大仙市と、徳島県鳴門市、こちら2団体なんですけど、いずれも自治基本条例の制定に向けて作業し、条例を制定されているところです。まず秋田県大仙市、遠い町なんですけど、この町は面積が866.72キロ平米、かなり大きな町で、市町村合併により生まれた市です。面積は東京23区と同じぐらいの大きさで、かなり大きなまちです。秋田県ということで、地域柄として雪というものがございました。非常に豪雪地帯で、冬になると沢山の雪が降る。雪が降ったときにどのように解決をしていくかというときに、今まででしたら実際に住民の方々が自分のお住まいの家の前の雪をかいたりということができたんですけど、高齢化が進行していく中で、そういったお住まいの方がそういった作業をすることが難しくなってきた。こういった中でどうするのかと考えたときに、こちらの大仙市におきましては自治基本条例というものを文章化するときに、条例の中で、特に雪についての項目を条文の中に加えまして、「市は、市民が将来にわたって、冬期間においても安全・安心に生活することができるよう、市民、事業所等と協働で雪対策に取り組む」ということを自治基本条例の文章の中に加えまして、理念としての参画と協働ということもうたいつつ、具体例として雪というテーマを挙げた。自治基本条例について議論していく中で、雪に対してどうするのか、その中で特に高齢者の方につきまして、お家の間口、住宅の屋根の雪下ろし、こういったものが非常に難しい状況がございました。そのときに、例えば自治会等と相談をされまして、自治会の方で雪下ろし、あるいは雪かきをしていただく。その経費について市が助成する。そういった、市と高齢者の方々、あと自治会、そういった方々とうまく連携しながら、雪という課題に対して対策をしていく。こういった事業を展開しようとしておられます。

次に、徳島県鳴門市なんですけど、こちらにつきましては自治基本条例

を制定されまして、その中でいろいろな地域課題を挙げられているんですけど、こちらにつきましては、特に若い人達にまちづくりに参加していただきたいといった課題がございまして、3ページの1番下なんですけど、「なるとワールドカフェ事業」というものを立ち上げられました。どういうことかといいますと、まちづくりに対して若い人たちの意見を聞きたい、若い人たちの意見を聞くときに、いわゆる普通の会議という形ではなくて、カフェのような、若い人たちが入りやすいような雰囲気をつくる、そういった場をつくり、まちづくりについてのご意見を聞く。そういったカフェ事業を自治基本条例制定後に立ち上げたり、あるいは、各地区ごとの住民の方の代表の自治振興会をつくりまして、市に対するいろいろな提案ですとか、地域のまちづくりの計画というものを、住民の方主体で計画づくりをされています。そういった、条例という形で理念を挙げたものに対して、「雪」という目に見えるものに対する対策を講じる、あるいは、若い方、今までまちづくりに中々参加されなかった方々に対して意見を聞こうという、そういった形で参画と協働というあり方を具体化しようとしている、そういった事例が条例制定後に出ています。

あと、自治基本条例が全国的にどれぐらい制定されているかといいますと、市町村としましては約1,700ありますが、制定している自治体が平成29年3月末現在で365自治体ございます。その中で、兵庫県は41市町あるんですけど、制定している市町は15市町ございます。特に我々太子町に近い中播磨・西播磨で申しますと、姫路市と佐用町が条例を制定しておられます。姫路市・佐用町につきましても、特に姫路市につきましては、この自治基本条例をつくられたあと、実際に条例だけではなくて参画と協働の推進計画というものを昨年度つくられました。その計画をつくって、これから事業を実際に立ち上げようとしているということで、具体の事例については、まだ目に見える形では出てないと、担当の方はおっしゃっていたんですけど、姫路市ではそういった計画がつけられています。佐用町につきましては、平成25年に条例をつくられて、小学校区ごとに協議会をつくられて、その協議会ごとで地区計画をつくって、まちづくりを進めておられます。あともう1つ、地域課題という点で申しますと、佐用町江川地区というところなんですけど、公共交通がないというか、神姫バスさんがあったんですけど撤退をされました。撤退された中で、公共交通の足がない、どうするかというときに、江川地区の地域づくり協議会というところが主体となりまして、実際に運転手さんやサービスの受付を住民さんが担われた、デマンドバスというのですが、バスを走らせる事業というものをされておられます。こちらにつきましても、住民の方主体でバスを走らせるという事業を地域づくり協議会という新しい枠組みが核になって事業を進めておられます。これも一つの協働という形の具体のあり方であろうと思います。

次に、資料の4ページになるんですけど、今、秋田県であったり佐用町であったり、お話をさせていただきました。我々太子町としましては、先程来より申し上げているんですけど、太子町で今参画と協働が行われて

いないのかということ、そのようには考えていません。例えば4ページ目の真ん中辺りになるんですけど、道路や公園、水路の美化・維持活動でありますとか、ふれあいサロン活動でありますとか、あと、本日お越しいただいているんですけど、各種審議会での公募委員の方々、あと、パブリックコメントやまちづくりレター、いろいろな形で参画と協働というものをさせていただいております。そういった、今も行われている、住民の方々、議会の皆様、あと行政による太子町のまちづくり、その進め方というものを誰もが同じように理解できるように、明文化し、ルール化する、これから新しい世代、次の世代の方々に同じように、今の太子町のまちづくりや伝統、参画と協働の伝統というものを引き継いでいく、そういう形を明文化するというのが自治基本条例、プラスしまして、せっかくつくるのですから、新しい参画と協働の枠組みといいますか取り組みも自治基本条例の1つの糧にして進めていければ、参画と協働のまちづくりが進めていける。その中で先ほど申し上げた太子町を取り巻く社会情勢、少子高齢化ですとか、困難な情勢ではあるんですけど、そういった地域課題を解決していければいいかなというところが、この条例の制定を目指す目的でございます。

では、具体的にどのようにこれから作業を進めていくのかということなんですけれども、今回資料としてお示ししていますのは、条例の素案的なもの、文章というものはまだございません。実を申しますと、これから実際の素案の作成、検討作業というものに入ってまいりたいと考えております。それにつきましては、我々行政の内部で素案をつくらせていただきまして、あとまちづくりの集いというものがございます。自治会長の皆様方、あるいは地域の方々に参加していただき、各小学校区単位で我々と住民の方々がお話をさせていただく会があるんですけど、その中で出来上がっていく素案は提案させていただいて、検討していただく、ご意見をいただく、そういった場を設けさせていただきたい。あと、出来上がった素案につきまして、このまちづくり審議会におきましてご提案をさせていただきまして、その内容について皆様からご意見を賜りたい。その中で、条例案というものをつくっていききたいというふうに考えています。具体的な素案はお示ししていないんですが、どういった内容になるのかということ、最後4ページの下半分に、どのようなことを条例に定めるのかということ、挙げさせていただいています。大きく分けて6点あります。まず太子町のまちづくりというものをどのようなものを目指すのか、住民の皆様の意見を聞くまちづくりを進めるですとか、例えば公正・公平なまちづくりを進めるとか、いろいろな内容があるかと思えます。これにつきましては、これから皆様方のご意見を聞きながら検討していくのですけれども、こういったまちづくりの基本理念や基本原則をうたうのがよいのではないかとまず考えております。次に、住民の皆様・議会の方々・行政、この三者についてそれぞれの権利ですとか役割ですとか責務ですとか、どういったことを担っていただきたいのか、あるいはどういったことをしなければいけないのか、そういった役割、責務というものを住民の方々、議会の方々、行政、それぞれにつ

いて規定をしていきたいなというふうに考えています。

5 ページ目、最後のページになるんですけど、まちづくりへの住民参加の推進としまして、これが自治基本条例を制定する最大の目的だと思うんですが、まちづくりにおいて、住民・議会・行政の各々が主体となり、連携して取り組んでいただくためのルールを自治基本条例という形でつくり、住民参加を推進することを明確に宣言することが必要なのではないかとこのように考えています。

最後、新しい公共の担い手につきまして、先ほど申し上げましたNPO 法人、ボランティア、学生の皆様につきましても、まちづくりの中で果たしていただく役割やまちづくりに参加していただく、そういったことをしていただけるような自治基本条例というものをつくっていく必要があらうかというふうに考えています。

この自治基本条例という言葉がずっと申し上げているんですが、条文、条例の名前自体が正式なものではございません。一般的に自治基本条例と言われているものですので、この条例の名称も含めまして、これから庁内で検討していきまして、皆様方のご意見を賜りながら条例案の作成を進めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

森田課長 先ほど説明させていただいたものにつきましては、8月7日から24日の間で各校区を回らせていただきます、まちづくりの集いのほうで、6回に分けてさせていただくんですが、その中で各校区ごとに先ほどの参画と協働について説明させていただいて、自治基本条例の方も今後どのようにさせていただいたらいいかも含めて、ご意見を賜ろうと考えております。で、今日このような形で説明させていただきました。

鳥井会長 ただ今の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等がございましたら、承りたいと思いますが、何かございますか。

熊谷委員 制定の完了目途はいつでしょうか。

森田課長 すぐというふうには考えておりません。目的的には平成30年度中にできればいいかなというふうには思っているんですが、それよりも先に住民の方とかいろいろな方のご意見をある程度お聞きしてからでないといけないと思いますので、平成30年度に拘っているわけではございません。

鳥井会長 ほかに何かございますか。

井口委員 事務局の方、まち・ひと・しごと審議会の事務局にもなっているかと思うんですが、その辺で一応今まで2回ほどあったかなと思うんですが、その中でどの要素を取り入れる、人口減少の問題とか。できたらその辺との組み合わせというか、そこら辺を考えて条文化していただきたいと思えます。

森田課長 ありがとうございます。検討させていただきます。

久保田委員 地区によって温度差があるんじゃないでしょうか。その辺の課題を1つにまとめていくのは大変な作業になると思います。だから8月中に皆さんの意見を、ただ8月は説明だけやと思うんです。だから、その地区によって意見が全然違ってくると思います。私は斑鳩ですが、ある程度進んでいっているわけなんです。斑鳩寺を中心とした景観形成区域の指定を受けようということで、10年かかってやっと指定を受けて、徐々にそういう形になってきていますが、そこと、そうでない地区と同じような条例ではいかんやろうし。だから、その辺をどうするのかというのは大変なことだと思いますけど、頑張ってください。

森田課長 今回の自治基本条例につきましては、各課題をその中に盛り込むということではなしに、やり方とか取り組み方というものを、住民と議会と行政の個別の役割を考えたいうえで進めていくという、方法論を言っているようなものなんです。ですから、実際に運営されるときには、各地区の中で、先ほどの佐用町なんかでしたら、各地区ごとに意見を集約するような場があって、それをどう解決していくかというのはこれからの話ということになると思います。

久保田委員 これだけの説明だけ聞いても何のことかさっぱり分かりません。言ったら悪いですが。やっぱり、ある程度の、来ている人にこんな形のものをつくりたいんだという行政のある程度の考え方を示して、それに対して意見を聞かれたほうがいいと思います。8月、私たちも出席しますが、多分この程度の説明でしょう。まあ、今日はそんな話ではないのでいいです。

井口委員 8月の説明会は主に自治会長の出席が多いのですか。

森田課長 自治会長の方だけではないんですけど、各自治会に3名をお願いしています。あと、広報で一般の方も来てくださいねということで、お知らせはさせていただきます。

井口委員 まちづくりの集いの前に、資料的なものを各自治会へ配布しないのですか。

久保田委員 今日説明した資料だけでしょう。

森田課長 今の時点では、どちらかというところこういうものが自治基本条例ですよということを、町がこういうことを今後考えていきたいんだということをお知らせさせてもらって、その中で皆さんのご意見をそこに盛り込めたら、町としてもありがたいなというところでさせてもらう予定です。

井口委員 今の説明では今までどおりだと。ただ、条文化されるかどうかはさておい

て、書き方はあまり変わらないのかなという感じはします。

久保田委員 どこか良さそうな、県内の市町村を参考にして、一例として、こんな形で今やられている所があるといった事例で説明されたほうが、住民としては分かりやすいと思います。こんな話だけ聞いていても何のことか想像もできません。特に一般の方、そういったことにタッチしていない方だったら、何のことかさっぱり分からないと思います。たまたま、私はそういった事にタッチしていたからなんとなく分かりますが、何も知らない人が聞いたら、「条例ってなに。」「どんなものをつくるの。」と思うだけだと思います。多分そんな質問になってしまうと思います。佐用町の一例だけ出すのではなく、協議会をつくって最後はやられていますといった説明ではなしに、文章を出して、こういう形で今後やっていきたいんだというふうにしたほうが分かりやすいんじゃないかなと思います。

森田課長 今回はどんなものかというのをご理解いただくところで、実際に文章として素案をつくりまして、再度説明をさせていただき、段階的に進んでいくような感じにさせてもらいたいなと思っています。

久保田委員 そういうことは分かっています。最初のスタートのこの文章だけでは、何のことかさっぱり分からないなあとと思うんです。自治基本条例がどういうものかわかるものを説明してほしいです。

熊谷委員 行政としては、問題提起をしてほしいということですよ。

森田課長 皆さんと進めていきたいというか、お互いに情報を共有しながら進めていきたいということを示させていただきたいと。

井口委員 分かります。ただ、一般的にポンッと行って説明して、理解できるのかなと。

久保田委員 結局は、その地域の中の困っていることだけが出るだけです。言ったら悪いですが。そうではないですよ。将来のことを考えた、町としてどうあるべきかを住民の理解を得ながらやっていこうと。言葉では分かりますが、では実際どうやるのかといった具体的な内容を言ってあげないと、分からないと思います。それでいろいろな意見を言うなら分かります。私は自治会の代表として行くようになっていますから、そのときに意見は言わせてもらいます。

鳥井会長 ほかに何かご意見はございますか。

鳥井会長 特にないようですから、議事を終了し会議を閉会したいと思いますよろしいでしょうか。

鳥井会長 事務局から連絡事項がありましたら、よろしく申し上げます。

八木主査 失礼いたします。本日はお疲れ様でした。本日の会議に出席していただきました報酬についてでございますが、審議会終了後に事務局のほうに提出していただきたいんですけれども、振込口座指定書で指定していただいております口座へ振り込ませていただきます。報酬額や振込日については、また、後日通知させていただきますので、ご確認の程よろしくお願いたします。以上です。

10. 閉会

鳥井会長 本日は慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。会議では太子町表彰の被表彰者1名を諮問どおり答申しました。事務局におかれましては、本日の会議結果に基づいて、今後の事務・事業の執行をお願いしたいと思います。
また、委員の皆様におかれましては、今後も円滑な審議会運営にご協力いただくことをお願いします。それではこれもちまして、平成29年度第1回まちづくり審議会を閉会いたします。

森田課長 鳥井会長、どうもありがとうございました。
ここでちょっと、先ほど審議しました自治基本条例のことですが、太子町まちづくり審議会条例の中に、町の将来像とか、景観整備等、まちづくりに関して必要と認める事項に自治基本条例が該当しますので、今後、素案等作成しましたときにも、まちづくり審議会のほうでまた審議していただく形になりますので、どうぞよろしくお願いたします。
委員の皆様のおかげをもちまして、本日予定しておりました案件はすべて終了いたしました。なお、自治基本条例につきましては町の原案が完成したあと、本審議会にお諮りさせていただく予定としておりますのでよろしくお願いたします。次に、12月に都市再生整備事業事後評価報告ということで、再度審議会を開催させていただくことを予定しておりますので、今後ともよろしくお願いたします。長時間にわたりましてありがとうございました。

太子町まちづくり審議会規則第4条に基づきここに署名する。

平成29年8月7日

署名委員

井口 亮 幸
三浦 淳子